

当所ご利用（予定）団体の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための利用ガイドライン

静岡県立三ヶ日青年の家  
所長 城田 守

静岡県「ふじのくにシステム」に基づく県境を跨ぐ移動に関する行動制限について当施設よりご案内申し上げます。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部から 7 月 17 日以降のレベル毎の行動制限等が示されました。

7 月 17 日現在は、「警戒レベル 4（県内警戒、県外警戒）」です。

ご利用にあたっては、下記の内容に定められた感染防止対策に基づいた行動の徹底をお願いいたします。行動制限については以下の通りです。

### （1）県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

次の地域では、感染拡大が顕著であり、不要不急の外出自粛等が発出されていますので、不要不急の移動を回避してください。また、本県への「不要不急の訪問の自粛」をお願いします。

・（緊急事態宣言地域）

東京都、沖縄県

・（まん延防止等重点措置の地域）

埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府

・（独自の外出自粛等を発出している地域）

宮城県、秋田県、愛知県、京都府

次の地域への移動については、特に慎重な行動をお願いします。また、当該地域の皆様の本県への訪問の際には「特に慎重な行動」をお願いします。

・なし

次の地域への移動については、慎重な行動をお願いします。また、当該地域の皆様の本県への訪問の際には「慎重な行動」をお願いします。

・北海道、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、鳥取県、高知県、福岡県

次の地域への移動については、注意して行動をお願いします。また、当該地域の皆様の本県への訪問の際には「注意して行動」をお願いします。

・青森県、群馬県、富山県、長野県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

### （2）県内移動に関する行動制限

不要不急の外出を控えるなど、出来る限り外出機会を減らしてください。

#### 〈受入対象〉

- ① 学校：各担当の教育委員会及び学校長の指示に従ってください
- ② その他団体（成人のみ）：感染症対策を講じた上で利用可
- ③ その他団体（高校生以下の子どもを含む）：①と同様
- ④ その他団体（高校生以下の子どもが主）：①と同様

その他 上記について、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が毎週発表する「6段階 警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」を今後も御注視頂き、状況に応じて行動制限を見直しする等の対応をお願いします。